

平成30年(受)第692号 原発メーカー損害賠償請求上告受理申立事件

申立人 唯野久子 外

相手方 ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社 外

答弁書

平成30年9月6日

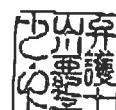
最高裁判所 御中

相手方ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社代理人

弁護士岡田和樹



弁護士山川亜紀子



弁護士木下昌彦



上告受理申立の趣旨に対する答弁

- 1 本件を上告審として受理しない。
 - 2 訴訟費用は申立人らの負担とする。
- との決定を求める。

上告受理申立理由に対する答弁

第1 判断の遺脱について

- 1 憲法29条2項

申立人らは、一审判決が「憲法29条2項違反」と「適用違憲」について判断しなかったことについて、第一審に差し戻すよう求めたにもかかわらずこれが容れられ

なかつたことが民事訴訟法318条1項に該当すると主張している。申立人らは、このことが憲法31条と32条に違反するとして、上告理由としても主張している（上告理由書58～61頁）。

しかし、相手方の控訴審の答弁書（7頁）で指摘したとおり、一審においては、申立人らは、憲法29条1項違反を明示的に主張する一方で、同条2項の主張は明確にはしていなかった。控訴審になって、申立人らが「29条2項が中心だ」などと主張し始めたため、原判決が、一審判決の理由に付加したのであって、訴訟の経緯からして、原判決の判示は当然のことと、申立人らの主張はその前提において誤っており、民事訴訟法318条1項にあたる余地はない。

2 適用違憲について

また、相手方が第1審で提出した高橋和之東京大学名誉教授の意見書によると、「適用違憲」の主張は、「原告の置かれた状況（地位・権利利益）は憲法により保護されており、これに制限立法を適用することは憲法違反となって許されない」ということである。」、「法令合憲を支える立法事実には包摂しえない特別の事情、すなわち原告のおかれた状況は制限が許されないものとして憲法により保護されているという特別の事情が存在する」という主張であり、その特別の事情を論証することが要求される。」かかる観点からすると、申立人らの主張は、申立人らに固有の事情は何ら含まれておらず（申立人らが請求しているのは一人当たり100円の支払いである）、「適用違憲」の主張としての意味をなしていないというべきである。こうした主張に対し、一審判決は、本件事故の補償のあり方などの本件事故の実態を踏まえて判断しているのであるから、実質的にみて、申立人らの審級の利益が奪われたといえないことは明らかである。

第2 立法事実判断の基準時

申立人らは、原判決について、「事件後の事情を考慮できないとした原判決は、立法事実判断の基準時について、判例に反する誤った前提に立（っている）」（1

2頁)などと論難している。しかし、申立人らは、本件原発事故により責任集中制度を支える立法事実が失われたと主張し、本件事故のはるか以前、昭和46年から昭和53年にかけて運転を開始した原子炉を製造した相手方らに対して、原賠法が違憲であるとして損害賠償を請求しているのである。原賠法による責任集中制度を前提に原子炉を製造した相手方らに対する損害賠償請求事件（その意味で申立人らが指摘する非嫡出子相続分規定違憲決定とは全く事案が異なる事件）において、事故発生後の事情を考慮して原賠法の合憲性、違憲性を論ずることが許されないのは当然のことであって、原判決が「本件訴訟において責任集中制度の違憲性を判断するに当たり、上記事後的な事情を考慮することはできない。」としたのは当然である。

第3 債権者代位権の行使要件

1 「無資力要件」の要否

申立人らは、裁判例や学説をあげたうえで、「金銭債権を保全する場合でありますから債務者の無資力は必要でないと判断するべき場合があり、本件における上告人の代位権行使はまさにその範疇にある。」（19頁）などと主張する。しかし、申立人らが、裁判例や学説をどう解釈しようと、「自己の債権を保全するため」という民法423条1項の文言を消し去ることはできない。「債権の保全」、つまり「第三者に対する権利の行使を認めなければ、申立人らの権利を保全できない」というのが代位権行使の不可欠の要件なのである。そうしてみると、原子力賠償・廃炉支援機構が、これまで東京電力に対し、総額で9兆円を超える資金を援助し、今後も、必要に応じて資金を援助することを前提とすれば、申立人らの37万6700円の損害賠償請求権について、「被上告人らに対する権利の行使を認めなければ保全されない」などという主張は、まさに荒唐無稽と言わざるを得ず、原判決がこれを認めなかつたのは当然のことである。

2 「無資力要件」の充足

また、申立人らは、「東京電力の財政状況は極めて脆弱である」とか、「東京電力は、実際に債務超過に陥っている」となどと主張し、「自己の債権を保全するため」という要件を充足していると主張する（27頁）。しかし、原判決が指摘するような政府の援助の実態を論ずるまでもなく、申立人らが請求している37万6700円との関係においては、東京電力が「無資力要件」を充足しているなどと言えないことは明らかであって、申立人らの主張は理由がない。

以上